

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名: 中小企業 (SMEs) 能力強化措置

投資委員会事務局布告第 7/2556 号 2013 年 11 月 14 日付件名: 中小企業 (SMEs) 能力強化措置における第 1 項の手続きを明確にするために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

第1項 定義

1.1 中小企業 (SMEs) とは土地代および運転資金を除き、純固定資産が 2 億バーツ以下の企業を示す。

1.2 純固定資産とは土地を除き、企業が持っている全固定資産を示す。

1.3 新規機械とは申請する投資奨励プロジェクトに使用する機械を示す。

- 海外もしくは国内で調達された新品機械を示す。

- 海外から購入した中古機械を示す。

1.4 基幹設備とは製造工程に必要な機械を示すが、たとえば、

- 冷凍加工食品の場合、基幹設備は殺菌気、冷凍機。

- 鉄鋼製品の場合、基幹設備はプレス機械、溶接機、ドリル、旋盤、

研磨機。

- プラスチック製品の場合、基幹設備はプラスチック整形機。

- IC 製品の場合、基幹設備は Die bonding, wire bonding, molding

1.5 国内中古機械とは奨励申請するプロジェクトに使用される機械を示

す。

- 奨励申請者の既存機械。

- 国内で調達する中古機械。

1.6 新品機械額とは奨励申請するプロジェクトに使用する機械額を示す。

- 海外もしくは国内で調達する機械の価格。

- 海外から調達した中古機械の価格。

1.7 国内の中古機械額とは奨励申請するプロジェクトに使用する機械額を示す。

- 申請日における企業の既存機械の簿価 (Book Value) の全額。
- 国内で調達する中古機械の価格。

1.8 土地代および運転資金を除く投資金額とはすでに投資した金額より申請するプロジェクトに追加投資する金額を示す。たとえば、建物の増築費用、追加建物の賃貸費、追加機械の代金など。

## 第2項 設備投資、SMEs のプロジェクト規模、出資比率の審査

2.1 国内の中古機械を奨励申請プロジェクトに使用許可するには中古機械額は簿価で計算して 1,000 万 パーツを超えてはならない。さらに基幹設備に新品機械に全設備投資額の 50%以上投資しなければならない。

2.2 奨励申請するプロジェクトは土地代および運転資金を除き、投資金額が 50 パーツ以上でなければならない。

2.3 純固定資産または土地代および運転資金を除く投資金額および全流動資産は既存のものと新規投資するものとあわせて 2 億パーツを超えてはならない。

2.4 プロジェクトに使用する中古機械は

2.4.1 国内の中古機械は性能保証書が不要とする。

2.4.2 輸入中古機械は投資委員会事務局布告 2/2546 号 2003 年 1 月 30 日付件名:奨励プロジェクトに導入される中古機械の検討基準に基づき機械の性能保証書が必要とする。

2.5 出資比率についてタイ国籍者が登録資本金の 51%以上持たなければならない。

## 第3項 条件の調査

3.1 事務局は奨励申請するプロジェクトの投資金額およびプロジェクト全体を申請の段階でも、奨励証書に基づく実行済みで操業準備ができた段階でも調査する。

3.2 奨励プロジェクトが第 2 項に基づく条件を服従しないことが発見された場合、一般奨励基準に基づく恩典に変更することがある。

## 第4項 第 31 条に基づく法人税免除恩典の行使

プロジェクトの収入発生日はプロジェクトの奨励認可日より前にあってはならず、またプロジェクトにはプロジェクトの製品を製造する機械を持たなければならない。恩典行使許可は土地代および運転資金を除く投資金額が50万バーツを超過した年度からできることとする。

## 第5項 プロジェクトの修正

### 5.1 財務関連の修正

5.1.1 登録資本金の減資について投資委員会布告第7/2556号2013年11月14日付件名：中小企業（SMEs）能力強化措置に従うこととする。

5.1.2 持ち株条件の修正について投資委員会布告第7/2556号2013年11月14日付件名：中小企業（SMEs）能力強化措置に従うこととする。

### 5.2 生産力の修正

5.2.1 追加投資による生産能力の増加または品目の追加または操業時における実質の機械能力に合わせた生産能力の増加は投資委員会事務局布告第Por. 3/2547号2004年7月1日付件名：追加投資によるプロジェクト修正認可基準に基づき、投資委員会布告第7/2556号2013年11月14日付件名：中小企業（SMEs）能力強化措置における条件に従い、一度のみで最初の奨励証書における生産能力の30%までとする。

30%以上生産能力を修正する場合、一般奨励基準に基づく恩典に変更する。ただし、操業時における実質の機械能力に合わせた生産能力の増加を除く。操業を申請する機械の詳細および数量が認可された奨励申請書における機械の詳細および数量に一致する場合、投資委員会事務局布告第Por. 8/2543号2000年9月28日付件名：投資促進処置に基づき実際に発見した生産能力に修正することを許可する。なお、増加する生産能力を明確に証明するための技術的資料を示すこと。

5.2.2 稼働時間の増加による生産能力を修正する場合、投資委員会事務局布告第Por. 8/2543号2000年9月28日付件名：投資促進措置および投資委員会事務局布告第7/2556号2013年11月14日付件名：中小企業（SMEs）能力強化措置に基づき行わなければならない。

### 5.2.3 生産能力の減少の場合

生産能力を減少させる場合は投資委員会事務局布告第 7/2556 号 2013 年 11 月 14 日付件名： 中小企業（SMEs）能力強化措置に従うこととするがプロジェクト期間満了しても機械を輸入する希望がないまたは機械の輸入が認可されない場合、実際の機械生産能力により生産能力を減少することを許す。ただし、生産能力を減少した後、投資金額は定められた条件に合わなければならない。

#### 5.2.4 製品を取り消す場合

製品を取り消した後、投資委員会事務局布告第 7/2556 号 2013 年 11 月 14 日付件名： 中小企業（SMEs）能力強化措置における条件に合わなければならない。

5.2.5 追加投資なし製品または製品名の追加は既存の機械の使用で修正後、生産能力が上がってはならない。

5.2.6 業種の変更または追加は既存の機会の使用で、修正後、生産能力が上がってはならない。また、新しい業種にあわせて最低投資金額を調整しなければならない。

#### 5.2.7 副産品または半製品の販売

販売を申請する副産品または半製品は奨励対象業種であり、製造工程が示され、直接プロジェクトの工程から出たのもでなければならない。

### 第6項 製造工程の修正

6.1 定められた付加価値の基準より低くしない製造工程の削除は削除した後、奨励申請された業種の製造工程でなければならない。

#### 6.2 製造工程の追加

製造工程の追加により、生産能力の増加または製品品目の増加になってはならない。また、投資委員会事務局布告第 7/2556 号 2013 年 11 月 14 日付件名： 中小企業（SMEs）能力強化措置に基づく資格が変わらないこと。

第7項 工場または事業所の立地条件の修正は投資委員会事務局布告第 7/2556 号 2013 年 11 月 14 日付件名： 中小企業（SMEs）能力強化措置における基準に合わなければならない。

คำชี้แจง " มาตรการเพิ่มขีดความสามารถของผู้ประกอบการวิสาหกิจขนาดกลางและขนาดย่อม(SMEs) คำชี้แจงที่ 1/2557

第8項 事業の譲渡、合併は投資委員会事務局布告第 7/2556 号 2013 年 11 月 14 日  
付件名： 中小企業（SMEs）能力強化措置における基準に合わなければならない。手続き  
については事務局の手引きに従うものとする。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局

2014 年 1 月 10 日